

# 市民動物園会議認定動物園支援事業部会

## 第2回会議

日時：令和4年9月12日（月）11：00～13：00

場所：オンライン会議システム（Zoomミーティング）

事務局会場：円山動物園動物園プラザ

## 次 第

- 1 開会
- 2 第1回会議の総括
- 3 認定制度案の全体像及び認定メリットの設定について
- 4 動物園の定義の要件・基準について
- 5 「動物福祉」とその他の要件・基準について
- 6 助成その他必要な支援策について
- 7 閉会

### 【配布資料】

- |       |  |
|-------|--|
| 資料1   | 第1回会議のまとめ                                    |
| 資料2   | 認定動物園制度素案                                    |
| 別表1   | 認定要件項目と認定基準の検討表                              |
| 別表2   | 認定区分と支援内容の検討表                                |
| 参考資料1 | 動物園の定義の要件（「野生動物を主とした飼育及び展示」「繁殖による生息域外保全の取組」） |
| 参考資料2 | 野生動物と家畜の飼育種数・点数による検討表                        |
| 参考資料3 | 環境省認定希少種保全動植物園等の認定における基準等                    |

# 第 1 回認定動物園支援事業部会 まとめ

## 【認定制度検討の軸となる前提情報】

### ① 動物園条例における「動物園（定義）」（条例第 2 条第 3 号）

- ・ 生物多様性の保全に寄与することを目的としている。
- ・ 野生動物を主とした飼育及び展示を行う。
- ・ 野生動物の繁殖による生息域外保全の取組を行う。
- ・ 野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う。

### ② 認定制度の規定事項（第 10 条第 1 項）

#### 【目的】

動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため。

#### 【対象】

動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第 4 項において「認定要件」という。）に適合すると認められるもの

#### 【規定された手続き】

市長は、動物園の申請により、上記対象と認められるものについて、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。

### ③ 動物園が取り組むべき活動内容（第 2 章動物園）

#### 【保全活動】

条例の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 動物の収集に関すること（動物の収集計画＝コレクションプランの策定）
- (2) 野生動物の保全に資するための調査・研究に関すること。
- (3) 野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関すること。
- (4) 野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動に関すること。
- (5) 生息域外保全のための累代飼育に関すること。
- (6) 関係機関等との野生動物の保全に関する情報交換に関すること。
- (7) 上記(1)～(6)のほか、野生動物の生息域内保全に関する取組その他野生動物の保全を推進するために必要な活動を行うよう努めるものとする。

#### 【良好な動物福祉の確保】

- (1) 最新の科学的知見に基づき、その種に適した飼育管理の要件及び個々の要求に応じた飼育環境の下で飼育するよう努める。疾病の予防及び治療を適切に実施できる獣医療体制を整備。
- (2) 動物福祉規程を定め、飼育動物の動物福祉を定期的に評価する。必要に応じて改善措置。
- (3) 動物福祉規程の定期的な見直し

#### 【活動情報の公表】

保全活動や良好な動物福祉の確保に関する取組状況について、インターネットの利用その他適切な方法により適宜公表しなければならない。

## 【上記を踏まえた認定対象や支援内容の大前提】

認定制度は、条例で定義する「動物園」に該当する施設が対象となる。

現状、市内には 4 施設程度、対象となりうる施設（野生動物の展示施設）があると考えている。

市は、認定動物園の当該保全活動の広報、当該保全活動への情報提供、助言その他の必要な支援（助成はこの一環）を行う（第 10 条第 3 項）。

助成は、認定動物園の野生動物の保全活動等（「良好な動物福祉の確保」を含む）に係る資金が対象となっている（条例第 22 条（助成））。

## 【審議事項】

認定は高い基準でブランド化すべきか、段階的なレベル設定をして階段を上っていける仕組みにするか。また、その審査（評価）のポイントは？

## 【事務局案】

- 盛り立て、底上げとなる制度
- 1 つの高い基準のみの認定ではなく、レベル・取組項目に応じた段階的認定区分を 3 段階程度設定
- 動物園条例の実効性を高めるためには、条例の「動物園」に該当しない施設のうち条例に沿って取り組もうとする施設も支援対象とする制度

## 【審議結果（認定制度の方向性）】

- ① 認定は、一定のレベルを達したところを認定する。
- ② 動物園が努力した分認められ、上を目指して階段を上って行ける仕組みとする。
- ③ 認定を受ける前（要件を満たさない施設）にも門戸を広げチャンスを提供していくとよい。
- ④ 保全、教育、調査研究、環境配慮等の各取組への努力（優れている面等）がわかるものとする。
- ⑤ 認定メリットを感じやすい（取り組みやすい）認定効果や支援内容とする。
- ⑥ 市民が動物園水族館とはどんな施設なのかを判断する一つの指標とする。

# 第1回認定動物園支援事業部会 まとめ

## 審議事項に関する各委員の意見等（コメント内の①～⑥は前項の認定制度の方向性に対応）

委員	意見等	並木委員		
吉中部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の仕組みもいろいろとあると思う。まだ仮称だが「保全活動連携協議会」には認定されている動物園だけが参加するのか、されていないところまで参加を呼びかけるのか、支援の中には技術的な支援もあれば、財政面の支援をプロジェクトベースとするのかどうかなどについてもぜひ詰めていきたい。</li> <li>生息域内保全をやりなさいというわけではなく、そのための普及啓発や調査研究も含まれてよいのではないか。</li> </ul>	並木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>④札幌全体として他のエコ事業との結びつきの程度を積極的に入れていく姿勢が見られる、実際にやっているなど、単独で飼育施設がどうか福祉がどうかということではなく、全体として地球環境保全に関わっていくのだということころはアピールしたほうがいいのではないか。</li> <li>この認定を盛り立てる側。将来に向けてこういうことを目指しましょうというものを支援しますよということなので、できている、できていないという選別というより、④こういうことに関われば、市民からの支援もより得やすいですというものにすべき。こういう制度があるところを積極的に利用するとポイントが上がりますという施設ごとの評価にプラスして、他の業種と連携してやっていることを入れると伸びやかになるのでは。</li> <li>誰が評価の丸印をつけていくのか、評価項目と調査者が課題。</li> <li>項目を細かくしていけばしていくほど、正確にはなるが、本当にそうかどうかを誰が言えるのかという労力が必要になる。細かくしていくこととのメリットと、割と大ざっぱに2段階や3段階の評価にすることと、その枠組みを分かりやすく示せるか、その方針は決めておいたほうがいい。</li> <li>⑤登録するメリットが非常に分かりやすいかどうかで、あまり細かくはないけれども、計画が立てやすい、②階段を上れるイメージが湧くようにするといいい。</li> <li>③認定される側とすれば、職員教育と利用者への教育と併せ、インタープリテーションとは何か、保全教育の世界基準とは？という情報にアクセスできるチャンスがあった上で、それに取り組もうとしているかを聞いてあげないと難しい。</li> <li>③こういう研修の機会というか、これを受けることによって職員教育がここまでできたということを次の年に反映できるなど、サポート的なものも入れないと見通しが立てにくいのではないか。</li> <li>④保全のために市民として何ができるか、それをサポートするのが動物園や水族館ですということ、現地と連携できるような見通しが評価基準の中にあってもいい。</li> <li>生物多様性の保全のため、域外保全の取組をしているというのは厳しい。それを施設側がどう受け止め、意義を見出し、積極的に手を挙げてくるということも期待できるが、若干の不安がある。</li> <li>③評価のところで研修のチャンスがあったらそれに積極的に参加する、そのチャンスを円山動物園や札幌市が積極的につくってはどうか。</li> </ul>	
郡山副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>④いろいろな分野の達成度、それから、④ぱっと見たときの達成度とするということはいいと思った。</li> <li>こういったところに気をつけており、安全です、ちゃんと飼っていますよ、①そういうレベルを維持した飼育方法を取っているということはいい。</li> <li>利益目的のところとそうではないところがある。それが混在しているのはどうなのかと思う。多くの人が行く場所なので、①ある一定のレベルに到達したほうがよい。そういった面が担保できるようにするとよいのではないか。</li> <li>この認定を受ければ、この子たちにも安心だから、例えば、受入れを許可する、あっせんするということができることはいいでは。例えば、昆虫何とか館があったとして、子どもたちは大好きなので、本家の円山動物園ではできないところをできるようにして、トータルで多種の動物を一般の方が見たり、触ったり、知識を得られるようになればいいのではないか。</li> <li>②種と展示方法、調査研究、繁殖とあるが、動物園条例のほうである程度決まっているものがある。そこが一番理想だと考えれば、それからレベルを落として、段階を幾つか決めておき、認定動物園はそれぞれの項目に対して①どのレベル以上があればいいという分け方もある。</li> </ul>		綿貫委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>グレードで決めるより、④この施設はここが優れていますとする認定の在り方だと実効性が出そうな気がする。</li> <li>②保全、教育、調査研究のうち、どれも全部できているところが星三つで、そうではなく、④保全にはすごく貢献していますということ、評価するということもあるのではないか。</li> <li>⑤認定を受けることが魅力的であると思えるものにしなければならない。</li> <li>③認定を受ける前であっても保全や教育に興味があるという施設があれば門戸を広げていくことは重要で、理想をみんなで目指していければいい。</li> </ul>
伊勢委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>②これとこれとこれができる星三つというところのほか、これに特化してやっているところも認定されるとなると、活動の幅が広がり、札幌の地域の自然に対しても広くお伝えすることができるのではないか。</li> <li>支援の上限額について、②星一つの場合はこの金額、星二つの場合はこの金額、星三つの場合はこの金額という分けという組み立てができればいい。</li> <li>⑥市民の皆さんが動物園や水族館とはどんな施設なのかを判断する一つのきっかけになると思うので、②そういう意識づけのレベルアップを図る認定の中身であれば市民にとっても分かりやすいのではないか。</li> <li>一つのモデルとして、国が種の保存法に基づく認定制度を作り、その認定が進んでいないということもあるので、それも鑑みながら中身を設定したらどうか。</li> <li>⑤動物園や水族館を運営している側が手を挙げたいと思える構造にすることが条例に合致すると思う。</li> </ul>			

# 第1回認定動物園支援事業部会 まとめ

## その他質疑応答

Q1 市民動物園会議の円山動物園動物福祉部会には円山動物園が付いているが、認定動物園支援事業部会は付いていないので円山動物園以外の動物福祉も見えていくのか。支援事業部会の範疇を教えてください。

A1 この条例では市内の動物福祉に関する取組を管理監督する設計にはなっていないことから、市内の動物園の動物福祉基準を定めたり、積極的に取組に関与するということが想定されていない。認定動物園支援事業部会では、認定動物園の動物福祉に関する取組についてどのような支援ができるかは検討に入ってくる可能性はある。

Q2 動物取扱業の第2種で届出しているところがオーケーということなのか、第2種届出もしていないけれども、こういうことを新しく始めたいというところも手を挙げていいのか、どんな順番でやっていくのかを教えてください。協議して、どうぞご自由にとということなのか、第2種登録の網をかけた上で審査に入ったらどうかという話があったのか、全く独自のものか。

A2 第1種、第2種を持っていなくても、昆虫や魚を展示しているところも条例の対象になるため、登録・届出の有無は問わず、これを満たせばどの動物園も対象にしようという要件をつくりたい。

Q3 その施設のレベルに合わせ、認定の区分を幾つか分けてはどうかという案があったが、動物取扱業で言う第1種、第2種のかんじのものが認定動物園制度の中に出てくるイメージか。

A3 他の制度にも段階的な認定区分があるように、認定動物園制度については次のように3段階くらいに分けることを想定している。

区分Ⅰ・・・条例で定義する動物園まであと一歩の施設

区分Ⅱ・・・条例で規定する動物園の定義の最低限の要件を満たした施設（条例適用施設）

区分Ⅲ・・・条例で規定する動物園の定義の最低限の要件を満たし、さらに第2章の取組を積極的に進めている施設

このように3段階で分けることで、現状で市内の施設がどこのレベルにいても一つずつ階段を上っていける。市民からも各施設がどういう取組状況であるかが分かるようになる。

高い基準一つしかないとなると、結局、ほかの施設がどの程度取り組んでいる施設かが分からない。動物園条例で言う動物園なのかも分からない。3段階に分けることでまずは動物園条例で言う動物園に該当するところだと分かり、さらに上の取組までやっていると分かるというのではないか。

Q4 事業者や市民から集めたお金をお届けするに当たり、それはこの事業に紐づけて使ってくださいという細かいものなのか、事業のどこでも使っていいとするのか、それをいつ事業者に知らせるか、どんな議論が今までにあったのか、支援金の使いやすさについて教えていただきたい。

A4 助成対象となる事業は、あくまで野生動物の保全活動、この条例で言う第7条に当たるが、その事業となる。7条の保全活動の取組といっても関係機関等との情報交換だけに助成してもどうかということがあるので、そこは対象にならないかもしれない。調査研究であれば、こうしたものに、展示や協力活動についてもプラスアルファのレベルアップの事業なら助成しますといったイメージ。具体的にどこまで認めるかはこれから議論しなければならない。

Q5 認定を受けることが魅力的であると思えるものにしなければならない。仮に今はそうだったとしても、これから一つでも変えていきたいと運営者や経営者が思えるようにすることが望ましい。そして、変わらないのであれば、市民が選択し、そういう施設には行かないようになっていこう。そうしたことについて条例を制定する中で議論されたことがあれば教えてください。

A5 条例の枠組みを一番最初に考えたとき、そうではない施設に対して規制ができないと意味がないのではないかという話もあり、規制法にすべか理念法にすべかということが討議された。ただ、円山動物園を含め、札幌市全体の施設のレベルを上げていくには規制法であるより、しっかりとやっているところを市民の皆さんが認め支援できる条例にしようということによってようになった。

Q6 動物園の定義には、生物多様性の保全に寄与することを目的として、域外保全のための繁殖が明記されている。第7条において動物園は次に掲げる活動を行うということで、域外保全のための累代飼育を行うものとする一方、第2項では域内保全について別な取扱いがされている。これはどのような議論があったのか。

A6 域内保全は、取り組んでいるところが少ないので定義に入れていない。そういう位置づけであれば、第7条の保全活動の規定では、域外保全とは分けて、そのうえで、域内保全それに関連する活動が努力目標としてできればいいのではないか。義務ではなくできればやるぐらいにすればいいのではないかという検討があった。その根拠の一つとして、生物多様性条約における生息域内保全の取組が、「可能な限り、かつ、適当な場合」に行うものであるという位置付けがあり、必ずしも動物園が実施できるものではなく、義務として位置付けるのは困難であるため、努めるものとするという努力規定になった。

## 札幌市動物園条例に基づく認定動物園制度（素案）

## 1 認定の位置付け

- ①認定は、一定のレベルを達したところを認定する。
- ②動物園が努力した分認められ、上を目指して階段を上って行ける仕組みとする。
- ③認定を受ける前（要件を満たさない施設）にも門戸を広げチャンスを提供していくとよい。
- ④保全、教育、調査研究、環境配慮等の各取組への努力（優れている面等）がわかるものとする。
- ⑤認定メリットを感じやすい（取り組みやすい）認定効果や支援内容とする。
- ⑥市民が、動物園水族館とはどんな施設なのか判断する一つの指標とする。

## 2 認定制度案の全体像（段階分け、要件）及び認定メリット

## 【要件、支援内容】

別表 1, 2 を参照。

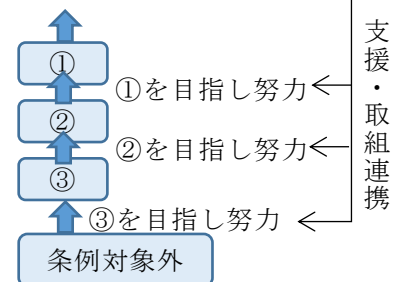
## 【段階分け】

- ①条例第 1 章、第 2 章に沿って取組を実践している動物園（仮称：A 認定動物園）
- ②条例第 2 条第 3 号（動物園の定義）に該当する動物園（仮称：B 認定動物園）
- ③条例第 2 条第 3 号に非該当（条例適用外施設）だが、条例に沿った取組を目指す施設（仮称：準認定動物園）

③の準認定動物園の認定メリットは、

- ・ 広報支援が受けられる。
- ・ 連携協議会の会議や研究発表会を傍聴することができ、取組の道筋を見つけるきっかけとなる。
- ・ 動物園の取組に役立つ情報の提供を受けられることができる。
- ・ 認定申請に必要な要件などの講習会、説明会を受けられることができる。

優れている分野を定量的に認定する。



②のB認定動物園の認定メリットは、

- ・ 連携協議会メンバーとなり取組連携が可能になること
- ・ 研修会に参加が可能になり、有益な情報収集や意見交換、技術指導を受けられる。
- ・ 助成金

①のA認定動物園の認定メリットは、

- ・ 広報支援（上位の取組を公認）、施設の価値が高まる。
- ・ 助成金増額

※①～③の各認定において、どの分野にどの程度優れているかわかるような仕組みを入れる。

### 3 「動物園」の定義の要件・基準

#### ○生物多様性の保全に寄与することを目的とする

以下を基準とする。

- ・運営事業者の定款、経営方針等に生物多様性の保全に寄与することが含まれていること

#### ○野生動物を主とした飼育及び展示を行う

以下を基準とする。(参考資料1参照)

- ・不特定多数を対象に観覧することができる常設施設。
- ・年間100日以上営業(1日4時間以上営業、年間400時間以上を基本)
- ・飼育動物に、保全のための調査研究(飼育繁殖技術の確立含む)、生息域外保全、保全意識の醸成(保全教育)に係る野生動物が含まれており、その野生動物の飼育及び展示を重点においた運営を行っていること。

#### ○野生動物の繁殖による生息域外保全の取組

以下を基準とする。

- ・1種以上、生息域外保全※1に取り組んでいること※1

※1(繁殖による)「生息域外保全」とは、将来生息域内の個体群維持のために、環境省の種の保存法に基づく保護増殖事業計画やその他これに類する計画のもと繁殖することを指す。計画を立案又は他者が作成した計画に参加し、それらに基づき取り組んでいることを指し、結果として繁殖に至らない場合でも取り組んでいるものとする。

※2「(野生動物の繁殖による)生息域外保全に取り組んでいること」とは、当該動物園で前記の「生息域外保全」の対象となる動物の繁殖に取り組んでいることを指す。(他園と共同で生息域外保全に取り組んでいる場合に、当該保全計画のもと他園館で繁殖個体のペアリングを行うにあたり、配偶子の保存、人工授精、保護増殖のために必要なリスク分散や余剰個体等の預かりなど、繁殖成功のために必要とする取組を自園で行うとしてもこれらの取組は含まないものとする。あくまで当該動物園として「繁殖機能」を持っていることを要件とする。)

#### ○野生動物の保全に関連する調査・研究を行う

以下を基準とする。

- ・動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察、参考文献等の収集・整理・分析・考察等の情報収集と新たな知見の創出などを行っていること

#### ○野生動物の保全に関連する教育活動を行う

以下を基準とする。

- ・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、人の生活における行動変容や保全に携わる人材育成に資する教育プログラム(教材、個別指導等も含む)を実施していること

- ・野生動物の飼育繁殖技術の指導、助言等により動物園内外の実務者の教育を行っていること

#### ○動物福祉向上の取組

- ・定義規定には「動物福祉」に関する要件はないが、認定に当たっては、法令に違反又は疑義が生じるような動物の取扱いをする施設は対象外とするべきと考えられる。そのため、以下のことを満たしていることを要件とする。
- ・動物愛護管理法に基づく各基準を遵守し、1年以内に同法に基づく動物福祉上の指導、改善勧告等を受けていないこと。ただし、指導については、改善措置を講じ、各基準を遵守していると認められる場合はこの限りではない。

#### ○その他

以下を基準とする。

- ・札幌市の環境保全施策への参加協力を行っていること

札幌市の動物園の取組を通じた生物多様性の保全を推進する条例であることも踏まえ、札幌市が実施する環境保全施策への参加協力などを評価することにより、動物園の社会的役割への認識を広げ、必要な連携を強化する仕組みとする。

- ・営業に係る関係法令の遵守。

動物園を運営する（野生動物の展示を不特定多数に観覧してもらう）ために必要不可欠な許認可や届け出が適正に行われていること。

#### 4 認定受付、提出方法、認定期間

随時受付。申請書および添付書類を電子メールで提出。

5年間有効（認定日から5年後の属する年度末まで）

認定区分を変えたい場合は、直近の認定日から1年（or2年）経過後から可能。認定区分を変える申請により認定された場合は、その認定から5年間有効。

#### 5 報告義務

活動報告書。所定の報告事項※について書類提出。

※報告事項は要検討

#### 6 更新方法

認定期限の切れる3か月前から1か月前までに所定の更新申請書を、必要書類を添えて提出。認定区分を既に認定されている区分から変更する場合は、新規申請として扱う。書類審査。

#### 7 制度名（愛称・呼称）・認定区分名

（要検討）

## 8 助成制度

### (1) 申請時期、方法

毎年度3月1日～20日（令和5年度は7月以降）

申請書および添付書類を電子メールで提出。

### (2) 助成申請対象者（＝助成金交付先）

認定動物園の認定を受けた動物園。

助成申請日及び助成決定日までの間に、認定要件を満たしているかどうか疑義が生じていない動物園。

### (3) 助成対象事業

以下を目的とした事業で、かつ申請時に実施していないものを対象とする。ただし、申請する事業のうち、申請時に既に実施しているものについては、助成対象とはしないが、実施事業に含まれていることは可能。

①野生動物の保全に関する調査・研究

②野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示

③野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動

④生息域外保全のための累代飼育に関するもの（飼育繁殖技術の確立のための技術向上や繁殖に必要な個体導入費用等）

⑤生息域内保全に関するもの（生息地調査も含む）

（⑥動物福祉向上に関するもの）

### (4) 助成対象経費

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他

### (5) 助成金額上限（開始当初）

「A認定動物園」 100万円／1事業

（次の段階では、200万円／1事業。2事業までとするなど）

「B認定動物園」 50万円／1事業

（次の段階では、100万円／1事業。50万円／1事業で2事業までとするなど）

### (6) 助成率

100%

### (7) 助成金の交付時期等

助成決定後、請求に基づき開始当初に概算払で交付し、年度末までの助成事業完了後に精算をする。

### (8) 助成対象事業の変更届

助成申請者は、事業内容の変更が生じ、交付決定額に明らかな変更が生じた場合は変更届を提出する。（市は変更の審査、決定通知を行う。）

### (9) 助成金交付決定の取消し

以下の場合には助成交付決定を取り消す。

- ・申請内容が虚偽である場合
- ・助成申請者が、認定動物園の取消しを受けた場合



## 9 その他支援策について

### (1) 広報

条例第 10 条第 3 項に基づき、認定動物園の当該保全活動の広報に努める。

#### 【具体的取組例】

- ・札幌市（円山動物園）公式ホームページ・SNS で認定動物園の紹介ページ掲載
- ・HP や活動情報（将来的に動画撮影し、youtube 配信も想定）を SNS で投稿。
- ・札幌市（円山動物園）発行の紙面等に紹介情報を掲載
- ・円山動物園内での紹介掲示板設置。
- ・各種イベント・事業等で口頭又はパネル等で紹介。

### (2) (仮称) 保全連携推進協議会

条例第 4 条(市の責務)に基づく施策の一つであり、条例第 10 条第 3 項（認定動物園への支援）の「その他の必要な支援」の一つとして、各認定動物園、円山動物園及び札幌市環境局の関係部署により構成する会議体を設置する。

札幌市全体の環境保全施策とつながりを持ちながら、生物多様性や環境の保全について認定動物園や円山動物園ができることを情報交換し、協働して取り組める事業を企画立案する。

また、それらの取組や各認定動物園での飼育繁殖技術の向上などを支援するため、専門家を招聘し技術指導や専門知識の提供を行う合同研修会・講習会も実施する。

さらに、認定動物園及び円山動物園において行った調査研究成果の合同発表会など、より具体的な技術の共有の場を創出する。

### (3) 情報提供、助言

条例第 10 条第 3 項に基づき、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言を行う。

#### 【具体的取組】

- ・メーリングリスト又は SNS 等を活用した情報配信及び情報交換のネットワークを構築し、随時情報交換を行う。また、札幌市において集積した知見や最新情報の提供を定期及び臨時で行う。
- ・認定動物園から札幌市（円山動物園）に対し必要な助言を求められたら、札幌市はその内容について保有する情報をもとに適切な助言を行うとともに、保有のない分野については一定の調査を行ったうえで、現状で把握できる情報をもとに助言を行う。

### (4) その他

現時点では想定されていないが、上記以外に、支援となるものがあれば検討する。

## 認定要件イメージ

	生物多様性保全への寄与目的	野生動物を主とした飼育及び展示	繁殖による生息域外保全	調査研究	教育活動	動物福祉向上	その他
<b>(仮) A 認定動物園</b>  条例第 1 章、第 2 章に沿った取り組みを実践する動物園	運営事業者の定款、経営方針等に生物多様性の保全に寄与することが含まれていること	B 認定動物園の要件に加え ・全ての飼育動物(動物種)について、飼育・展示目的を整理していること(動物収集計画) ・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示	B 認定動物園の要件に加え ・域外保全のための累代飼育	B 認定動物園と同様	B 認定動物園に列挙する項目全てに取り組んでいる。	B 認定動物園の要件に加え、 ・動物福祉規程策定 ・動物福祉規程の定期的な見直し	・札幌市の環境保全施策への参加・協力があること  ・野生動物の展示を不特定多数に観覧してもらうために必要不可欠な許認可や届け出が法令遵守で適正に行われていること。
<b>(仮) B 認定動物園</b>  条例第 2 条第 3 号の定義を満たす動物園		<b>【展示】</b> ・不特定多数を対象に観覧することができる常設施設。  ・年間 100 日以上営業(1 日 4 時間以上営業、年間 400 時間以上を基本)  ・飼育動物の目的が展示であること(販売・単なる貸し出し等ではない)  ・飼育動物に、保全のための調査研究(飼育繁殖技術の確立含む)、生息域外保全、保全意識の醸成(保全教育)を目的とした野生動物がいて、一時的な非公開対応を除き常時不特定多数の人が観覧することができ、それらの野生動物の飼育及び展示を重点においた運営を行っていること。	1 種以上生息域外保全に取り組んでいること	・情報収集と新たな知見の創出などを行っていること (動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察、参考文献等の収集・整理・分析・考察等)	・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、人の生活における保全のための行動変容や保全に携わる人材育成に資する教育プログラム(教材、個別指導等も含む)の <u>いづれか</u> を実施していること ・野生動物の飼育繁殖技術の指導、助言等により動物園内外の実務者の教育を行っていること	・動物愛護管理法に基づく各基準を遵守し、1 年以内に同法に基づく動物福祉上の指導、改善勧告等を受けていないこと。ただし、指導については、改善措置を講じ、各基準を遵守していると認められる場合はこの限りではない。	
<b>(仮) 準認定動物園</b>  条例第 2 条第 3 号の定義を満たすまであと一步の施設(条例対象外施設)							

上記は A 認定動物園の最低ラインとして設定しつつ、取組水準の高低には幅があり、どの分野でどの程度頑張っているかを評価する認定方法を取り入れてはどうか。各分野で複数の評価項目の設定をし、そのうちいくつ満たしているかを★などで表示。  
 例：域外保全(保★3) 調査研究(調★2) 教育活動(教★5) 動物福祉向上(AW★2)  
 ★★★                      ★★                      ★★★★★                      ★★

B 認定動物園の各要件の 2 つを満たしていること。

認定区分	支援内容	広報	保全連携推進協議会				情報提供、助言	助成	その他
			取組連携	会議出席	研修会技術指導	研究発表			
(仮) A 認定動物園	条例第 1 章、第 2 章に沿った取り組みを実践する動物園	○	○	○	○	○	○	○	
(仮) B 認定動物園	条例第 2 条第 3 号の定義を満たす動物園	○	○	○	○	○	○	○	
(仮) 準認定動物園 (準認定動物園)	条例第 2 条第 3 号の定義を満たすまであと一步の施設 (条例対象外施設)	○	×	△ ※傍聴のみ	×	△ ※傍聴のみ	○ ※認定動物園制度についての講習会や研修会の参加が可能	×	

条例第 10 条に基づく制度

条例第 4 条に基づく市の施策として認定制度と連動させて運用

動物園の定義（条例第2条第3号）

生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主とした飼育及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。

○「野生動物を主とした飼育及び展示」の要件

（施設の運営目的を「生物多様性の保全」又は「野生動物（特定の種でも可）の保全」に貢献すること）としていること

- ① 保有動物の野生動物や展示の割合に関わらず、生息域外保全や保全意識の醸成（保全教育）、保全のための調査研究を目的とした野生動物を飼育展示していること
- ② 展示を年間100日以上行う常設施設（開設期間1年未満かつ営業400時間未満を除く）

（参考基準）	公開日数基準	備考
EU指令、イギリス動物園免許法	年間7日以上	
博物館法 （登録施設）	年間150日以上	
—設置基準— （相当施設）	年間100日以上	
円山動物園	（R3年）330日	第2・第4（水）、4月と11月に5日間、年末3日間は休園

- ・ 150日：週2.8日 $\div$ 3日、冬除外：週4.8日 $\div$ 5日 ※冬期：11月～3月151日
- ・ 100日：週1.9日 $\div$ 2日、冬除外：週3.2日 $\div$ 3日
- ・ 年間土日日数：104日 冬期：年間土日日数のうち41日（2022-2023）
- ・ 年間祝日日数：20日前後 冬期：年間祝日日数のうち8日（2022-2023）

○「繁殖による生息域外保全の取組」の要件

環境省の種の保存法に基づく保護増殖事業計画その他これに類する計画※（域内保全の補完としての生息域外保全が必要とされたもの）のもと、繁殖に取り組んでいること。

・ 飼育繁殖技術確立のための調査研究は、域外保全の計画対象動物であれば、域外保全のための調査研究とし、例えばキリンのように国内で域外保全の計画がなく、海外との連携した計画がない中での調査研究（飼育繁殖）は域外保全には含まない。調査研究自体は重要な取組だが、その目的が生息域外保全といえるものでない限り含まれない。

- ・ 繁殖実績がなくても、繁殖を計画に基づき取り組んでいるものは含む。
- ・ 域内保全（生息地環境改善等）及び野生復帰・再導入等の取組は不問。

※その他これに類する計画…環境省策定の「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全実施計画作成マニュアル」又はこれに類する指針に基づき作成した生息域外保全計画。

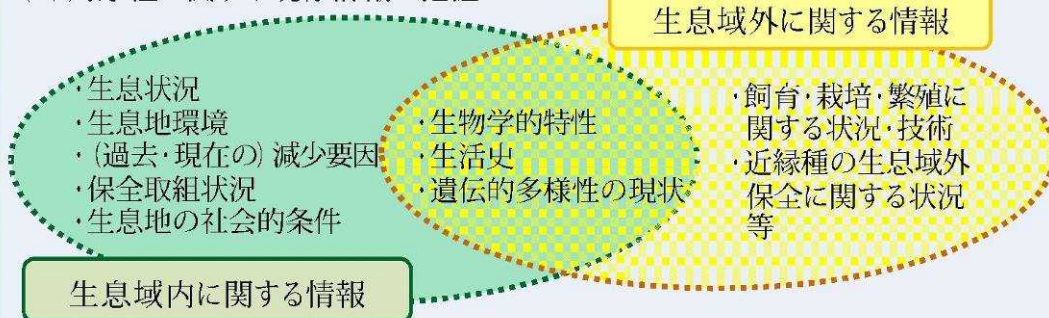
## 生息域外保全実施検討及び計画作成フロー

### 1. 絶滅危惧種の生息域外保全実施の検討

#### (1) 検討体制の構築

生息域内保全実施者／生息域外保全実施者／有識者／地域住民・地権者／行政 等

#### (2) 対象種に関する既存情報の把握

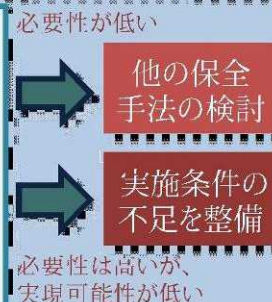


#### (3) 生息域外保全実施の判断と目的の設定

実施の判断は、ア、生息域内での種の存続の困難さ、イ、生息域外での増殖等の実現可能性に基づいて、その必要性及び実現可能性(技術開発を含む)から検討する。必要性及び実現可能性がある場合には実施を決定し、種の状況に応じて以下から目的を設定する。

<目的の設定>

①緊急避難、②保険としての種の保存、③科学的知見の集積より選択(重複選択あり)



### 2. 生息域外保全実施計画の作成 (検討体制は、基本的に上記(1)を引き継ぐ)

#### <実施計画(※1)作成に関する検討項目の例>

- ・事業の対象種
- ・事業の実施主体
- ・目的
- ・実施場所の施設の名称・位置
- ・近縁種による先行的な技術開発について
- ・ファウンダーの確保に係る方法
- ・飼育・増殖・管理に係る事項
- ・余剰個体の取扱
- ・野生復帰に係る見込み
- ・野生復帰に係る影響評価
- ・その他
- ・実施行程

**PVA解析の実施(※2)**

- ・ファウンダー確保の影響
- ・遺伝的多様性の維持 等

**野生復帰の基本的な考え方(※3)**

- ・必要性の評価
- ・実施可能性の評価

野生復帰取組の検討

実施体制に関する調整

**実施体制の構築**

- ・繁殖施設、技術者
- ・各種専門家 等

体制構築の実情を適宜反映

計画案に対する意見聴取

**合意形成の実施**

- ・地域住民・地権者
- ・行政 等

意見を適宜反映

### 3. 生息域外保全取組の実施

生息域外保全は生息域内保全の補完として実施するものであるため、生息域内の状況を常に把握するよう努め、相互の情報共有に努める。

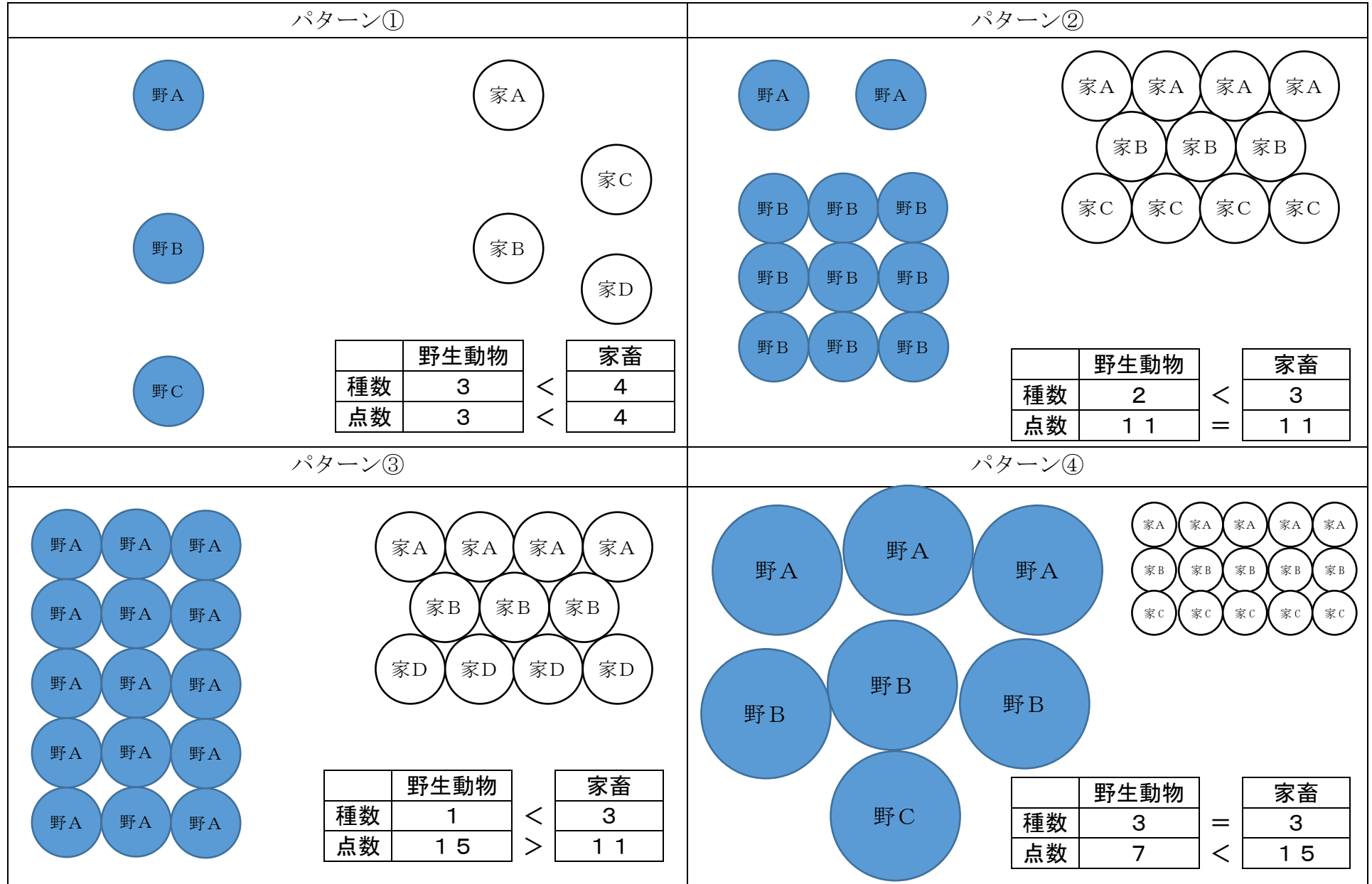
※1 生息域内の状況に応じて、順応的に実施計画を見直すこととする。

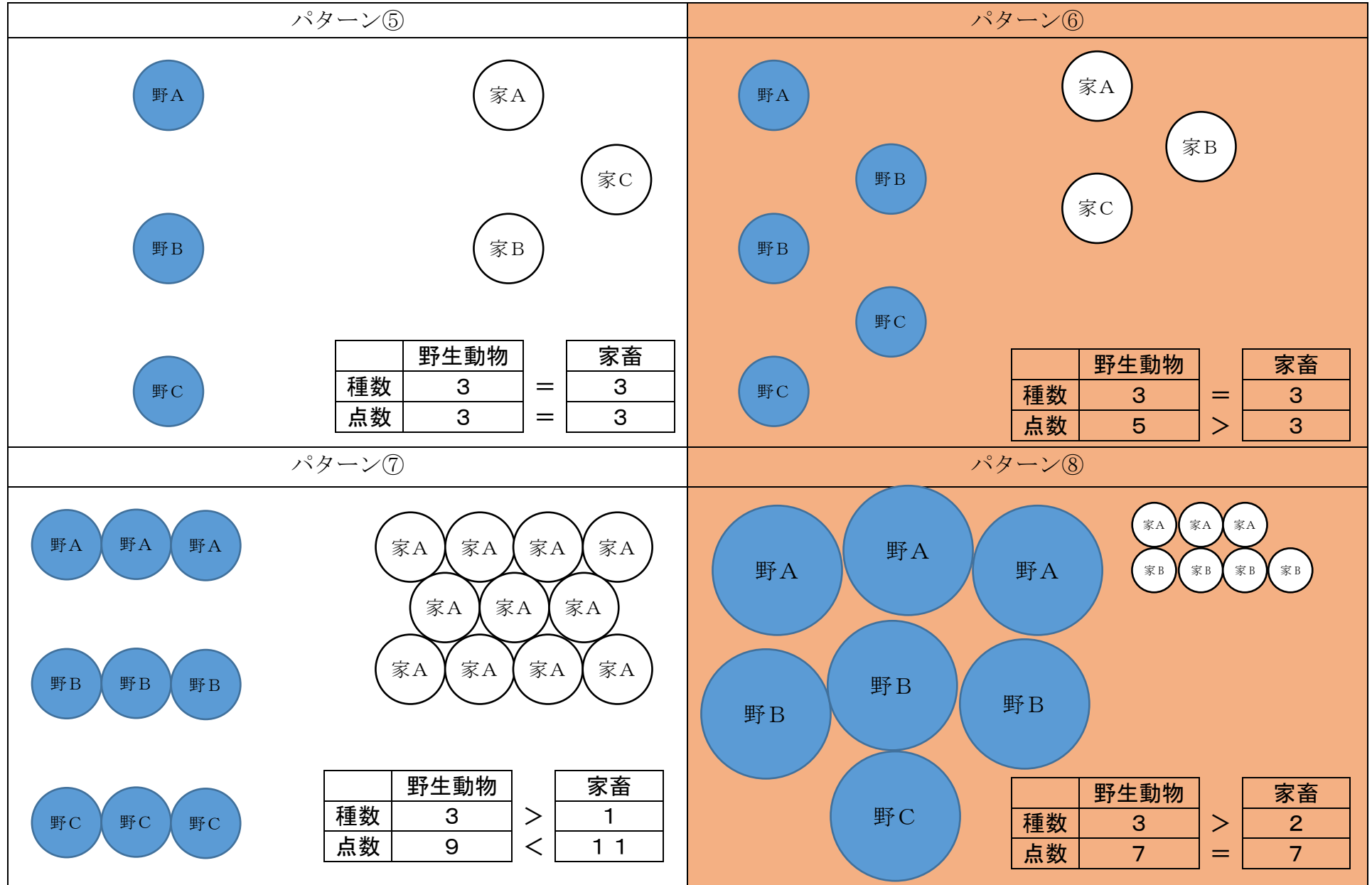
※2 PVA解析は個体数推移や生息環境要件等のデータの揃う範囲で、可能な限り実施する(主に哺乳類、鳥類で実施)。種によっては有識者による定性的な判断もあり得る。

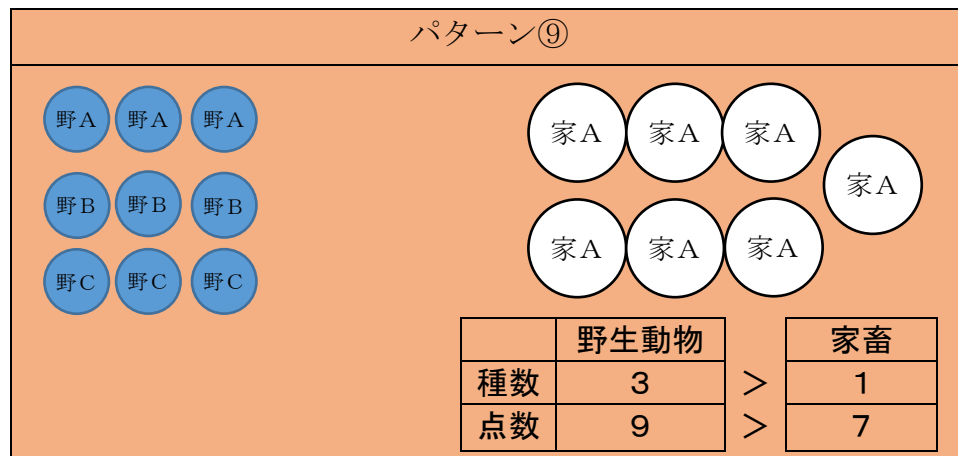
※3 野生復帰取組の検討に際しては「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を活用する。

図1 生息域外保全取組の実施検討及び計画作成フロー

赤枠を「動物園」の定義に記述する「生息域外保全の取組」の範囲とする







野生動物の対家畜の種数と点数の状況

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤	パターン⑥	パターン⑦	パターン⑧	パターン⑨
種数	<	<	<	=	=	=	>	>	>
点数	<	=	>	<	=	>	<	=	>

太枠は種数点数では野生動物を主としているかは容易には判別できない。→施設の運営目的、展示目的によって判断すべき

<参考>博物館法 ※（廃止）公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭和48年11月30日 文部省告示第164号）

博物館の種類	資料数	必要な面積	施設及び設備
動物園	65種 325点ないし 165種 825点	建物の延べ面積:20㎡に平均同時利用者数を乗じて得た面積 ※都道府県及び政令市設置施設 6,000㎡、 その他市町村設置施設 2,000㎡	動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等
水族館	150種 2,500点	4,000㎡	展示水槽、放養及び飼養池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等
植物園	1,500種 6,000樹木	20万㎡	圃場、育種室、〇葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等



## 認定希少種保全動植物園等の認定基準による展示等の要件

### 1 「野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするもの」 (規則第1条の3)

いわゆるペットショップ、ペットレンタル事業、動物カフェ等の施設が該当する。飼養等及び展示も同時に行っている施設においては、いずれの目的が最も優先されるか（いずれの目的が当該施設の経営基盤とされているか等）を勘案し、飼養等及び展示よりも生体販売・貸出し又は飲食物の提供が主目的であると判断される施設は、「動植物園等」には該当しない。例えば、生体販売・貸出しによる事業収入が飼養等及び展示に係るものよりも明らかに大きい施設や、施設内の動植物鑑賞のために入場者に必ず飲食物の購入を求めている施設などは「動植物園等」には該当しない。なお、「動植物園等」に該当しない施設は、希少種保全動植物園等の認定の対象にならない。

### 2 「動植物園等を設置し、管理する者（法人に限る）」(法第48条の4) 認定申請の主体は、動植物園等の設置者又は管理者のいずれも可能であり、双方の間の調整・合意により決定されるものである。管理者が申請主体となる場合は、設置者からの管理委託関係を明確にする必要がある。

なお、管理者が申請主体となり認定を受け、認定の有効期間の満了前に当該管理者の変更があった場合は、当該管理者が認定に係る動植物園等を管理しないこととなるため、法第48条の5第4項に基づく廃止届を提出させることとする。また、認定を受けた者が管理する動植物園等がなくなることから、当該認定は当然失効する。このため、引き続き当該動植物園等の認定を受けようとする場合は、新たな管理者又は設置者が新規の認定申請を行う必要がある。

### 3 「飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設」「飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるもの」(規則第36条)

#### ①実施体制

取り扱われる希少野生動植物種ごとに、以下の要件を全て満たす又はこれと同等の能力を有すると認められる飼養栽培担当者及び計画管理者の配置が必要である（いずれも同一の者が複数種を担当することを妨げない。また、「計画管理者」とは、対象種の飼養等及び譲渡し等の計画を確実に実施できるよう管理を行う者を言い、認定を受ける対象となる動植物園等の管理者のことではない。）。加えて、動植物園等の施設全体として、傷病・疾病への適切な対処ができる体制も求められる。

#### (担当者の要件)

・動植物園等における動植物種の飼養栽培の実務経験を通算5年以上有すること又は通算3年以上かつ適当な学歴を有する（学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の飼養栽培に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する）こと

・担当する希少野生動植物種又はその類似種・近縁種の繁殖期と非繁殖期における飼養栽培の実務経験を有すること（類似種・近縁種が入手困難等、やむを得ない事由により実務経験を積めない場合には、対象種の繁殖期及び非繁殖期の飼養栽培に係る知見を有する動植物園等において研修等により当該知見を習得したと認められること）

類似種・近縁種の範囲については、対象種の生態及び飼養栽培方法の観点で判断すれば良く、必ずしも分類上の考え方に基づく必要はない。

・繁殖を目的とする種の担当者については、当該種又はその類似種・近縁種の繁殖を目的とした飼養栽培に取り組んだ経験を有すること又は当該動植物園等において過去に繁殖に取り組んだ実績を有し、その知見を担当者が活用できる体制であること

(計画管理者の要件)

・対象種の飼養等及び譲渡し等の計画を確実に実行するよう、担当者による飼養等の方針及び対象種の個体の譲渡し等の方針を決定するとともに、担当者の指導監督等を行うことができる役職に就いていること

(傷病・疾病・病虫害への対処体制の要件)

・鳥インフルエンザや口蹄疫といった感染症の予防及び傷病・疾病個体が生じた場合の適切な対処のための体制として、獣医師の配置や連携の体制、対応マニュアル等が整備されていること(植物園においては、植物園として長年にわたって絶滅危惧種の栽培を安定して継続している実績があること又は樹木医等の植物の病虫害に関する十分な知見を有する者が配置されていること等、病虫害に適切に対処できる体制を有すると認められること)

4 「飼養等及び譲渡し等に関する計画」「飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるもの」(法第 48 条の 4 第 1 項第 3 号)(規則第 37 条)

計画の記載事項は、事務様式通知に示す様式第 65 別紙 2 のとおり、対象種の飼養等及び譲渡し等に関する全体方針、目標、飼養等の方針、他園館との連携・協力体制、譲渡し等の方針及びその他必要な事項(生息域内保全に係る事業に寄与する種についてはその内容等)とする。希少野生動植物種ごとに作成することとされているが、計画内容が大きく異なる種については、1つの計画で複数種を対象とすることも差し支えない。

計画の内容には、個体の傷病・疾病に対する適切な対処について示されるとともに、対象種の飼養等及び譲渡し等の目的に沿った内容が求められる。例えば繁殖を目的とする場合には、遺伝的多様性の保持に可能な限り配慮されており必要かつ可能な場合には他園館との適切な連携体制を有していること等が明確に示されている必要がある。なお、希少野生動植物種の生きた個体をマスメディアに過度に出演させる又は人との過度な接触をさせる等の繁殖に支障を及ぼすような生体の取扱いをしている場合は、繁殖を目的とした計画の基準には適合しない。教育を目的とする場合には、その個体展示等の内容が個体の安定した飼養等に支障を及ぼすものではなく希少野生動植物種の生息・生育状況や保全施策について適切に普及啓発されるものであること、学術研究目的の場合には、研究目的や内容が繁殖技術確立等の種の保存に資するものであって成果が広く関係者に活用されるものであること等について、計画に示されている必要がある。

このほか、計画の内容は、対象種の特性に応じた取扱いについても考慮されるべきであり、例えば、必要に応じて、繁殖を目的とした哺乳類や鳥類の種は繁殖期の一般展示を控える、多産な昆虫類等は繁殖制限を検討する、淡水魚類は地域ごとの系統を重視して飼養管理する、維管束植物については種の状況に応じた最適な繁殖形態(有性生殖、無性生殖、自家受粉等)を検討する等の配慮が示されるべきである。一方で、希少野生動植物種は大型哺乳類から昆虫や植物まで幅広い分類群で指定されているため、種によって求められる計画の内容は大きく異なり得ることに留意が必要である。

なお、譲渡し等の規制の適用除外とするためには、この計画において、想定される譲渡し等の考え方を示す必要がある。

5 「展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること」(法第 48 条の 4 第 5 号)

規則第 38 条各号に規定する基準のすべてに適合する必要がある、同各号のいずれかの基準のみに適合している場合は認定できない。

6 「展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにその保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるもの」(規則第 38 条第 1 号)

「展示」とは、申請に係る動植物園等が、取り扱う希少野生動植物種に関して行う環境教育・普及啓発を指し、生体の展示だけでなくパネルによる解説展示なども含まれる。本規定は、申請時に現に実施している展示の内容ではなく、認定希少種保全動植物園等として展開していく環境教育・普及啓発の方針を求める趣旨である。また、種ごとではなく、動植物園等の施設全体としての希少野生動植物種の展示の方針を求めるものである。

環境教育・普及啓発は、基本方針第八の 4 の趣旨を参考とし、最新の科学的知見を踏まえつつ実施することが重要である。また、環境教育・普及啓発の内容が、その種の生態等を誤って伝えてしまうもの、個体の安定した飼養等に支障を及ぼすもの又は人と過度な接触を伴うものなどは、広報効果はあったとしても、本規定の「適切な啓発に資する」とは言えない。

7 「一種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるもの」(規則第 38 条第 2 号)

「個体」には、法の定義に基づき政令で指定された卵及び種子も含まれる。また、認定の有効期間において実際に繁殖に取り組むことを求めた規定であるため、その結果として繁殖に成功しなくても本規定に抵触するものではない。繁殖を飼養等及び譲渡し等の目的として申請された種については当然本規定に該当することとなるため、当該種の繁殖に係る担当者の経歴や動植物園等の実績、個体の飼養栽培状況や繁殖に必要な施設の有無などとの整合に留意する。

「繁殖させることに寄与する」については、自らの施設で実際の繁殖を行う予定はないものの、当該種の繁殖について連携している施設からの余剰個体を受け入れる場合などが該当する。単発的・偶発的に不特定の施設から余剰個体を受け入れるような場合は該当せず、あくまで複数の動植物園等と当該種の繁殖の取組について連携している場合であって、その連携施設全体による繁殖の計画において、各施設の飼養栽培スペースの制約に伴い発生する余剰個体を受け入れる施設として自らの動植物園等が位置づけられている場合に限られる。

なお、そもそも譲渡し等の規制がかからない特定第一種国内希少野生動植物種や商業的な繁殖が可能である等として譲渡し等の規制の適用を除外されている種については、繁殖の取組を求める意義が認められないため、本規定の対象にはならないこととされている。

8 「その生息地又は生育地における、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業」(規則第 38 条第 3 号)

法に基づく保護増殖事業計画や、類似の条例に基づく保護増殖の計画に基づく事業又はこれらの計画内容と整合した事業であって、生息域内保全に係るものが想定される。

具体的には、生息域内における生息状況等の調査又は生息環境の整備等に係る事業のほか、野外調査では把握困難な繁殖特性等の知見集積や野生復帰させる資質を保つ飼養栽培又はそのための技術開発など、野生復帰に資する飼養栽培に係る事業（既にこのような知見集積や技術確立済みの種に係るものを除く。）や、傷病個体の救護・リハビリ及び放野又は放野不可能な個体の飼育下繁殖等への活用に係る事業などが該当する。また、種の保存に資する適切な事業として認められることが必要であるため、原則として、事業主体として行政機関が参画していることや認定の有効期間中の事業継続が見込まれることが求められる。行政機関が全く参画していない事業又は保護増殖の計画が策定されていない種に係る事業については、当該事業の内容又は計画策定等への適切な指導助言を行うことのできる有識者の関与を確認するなど、個別にその事業の適切性及び継続性について判断する。

#### 9 「寄与すると認められるもの」（規則第 38 条第 3 号）

上記事業に主体的・継続的に参画すること（事業主体の一員となること）を求めるもの。動植物園等として参画することが必要であり、職員の私的な参画では認められない。また、事業主体の一員としての参画が求められるものであり、原則として単年のみや 1 回のみなどの限定的な参画では認められない。例えば、生息状況調査や生息環境整備等への参画にあたっては、動植物園等の業務の一環として例年職員を派遣することなどが求められる。傷病個体救護等への参画にあたっては、対象種の傷病救護個体を受け入れている動植物園等であっても、受入れ後の取扱いが事業内容に合致していない又は他の事業主体との連携がない等、事業主体の一員として実施していると見なせない場合には認められない。

なお、「寄与すると認められる」か否かは、当該事業の計画内容との整合性によって判断する。事業計画が未策定である場合は、上記のとおり当該事業の適切性を確認するとともに、当該事業に関わる有識者及び当該事業区域を管轄する地方環境事務所その他の関係行政機関に助言を求める等して判断する。

#### 10 「適法に取得されたと認められるもの」（規則第 38 条第 4 号）

ここで言う適法とは、種の保存法のみならず、例えば外為法や関税法、文化財保護法といった希少野生動植物種の保護や流通管理の観点からその個体の取得又は移動について制限をかけている各種法令を遵守することも含まれる。取得の経緯については、原産地からの捕獲等・輸入、繁殖、寄贈など多様な形態があり得るが、その取得経緯が適法なものである必要がある。ただし、犯罪捜査に係る押収品の保護として個体を取得した場合など、過去に違法な取得経緯を有するものの種の保存の観点から適切な取得と認められるものについてはこの限りではない。

審査にあたっては、多様な流通経緯における幅広い関係法令の遵守状況を個体ごとに証明させることは困難な場合も想定される。このため、申請者が覚知できる範囲の各個体の取得経緯について、個体取得記録などを添付させて申請させ、取得経緯の適法性が明確ではない個体（例えば申請者が業者から合法的に購入した個体であるものの原産地からの取得の適法性が疑わしい場合）については、必要に応じてその個体の適法な取得を証する書面を添付させる。

なお、認定後における個体の取得についても当然適法な取得が必要であり、新たな個体の取得についてはその経緯とともに規則 46 条に規定する記録・報告事項として定期的な報告を求めることとする。

## 1 1 申請者の欠格事項（法第 48 条の 4 第 4 項各号）

いずれの欠格事項にも該当しないことを制約する書面（事務様式通知に示す様式第 66 による。）を申請書に添付させることとしているが、必要に応じて地方検察庁その他の関係行政機関への犯歴照会等により確認する

平成五年総理府令第九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則

### 第四章 認定希少種保全動植物園等

#### （飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設の基準）

第三十六条 法第四十八条の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

#### （飼養等及び譲渡し等に関する計画の基準）

第三十七条 法第四十八条の四第一項第三号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等に関する計画が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

#### （展示の方針等の基準）

第三十八条 法第四十八条の四第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにその保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるものであること。

二 認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種（令別表第三に掲げる種及び第五条第二項第七号から第九号までに掲げる種を除く。）のうち一種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるものであること。

三 認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う国内希少野生動植物種のうち一種以上の個体について、その生息地又は生育地における、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業に寄与すると認められるものであること。

四 認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体が、適法に取得されたことと認められるものであること。

五 その他認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種の個体を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められるものでないこと。

#### （認定の申請等）

第三十九条 法第四十八条の四第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第二項の申請書に次の書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

一 国又は地方公共団体以外の者である場合にあっては、定款若しくは寄附行為、役員名簿及び登記

事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

三 認定の申請者が法第四十八条の四第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 環境大臣は、法第四十八条の四第一項の申請をしようとする者に対し同条第二項の申請書及び前項各号の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 法第四十八条の四第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 認定の申請者が寄与する前条第三号の事業に係る国内希少野生動植物種の種名

二 認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を取得した経緯